

平成 27 年 8 月 25 日

経営改善コンサルティング業務に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答(その 5)

No.	質問内容	回答	回答日
1	<p>【実施要領 6 (1) ②基礎資料】</p> <p>「質問に対する回答及び実施要領の一部修正について (8 月 24 日更新)」において、追加提出資料として「キャッシュ・フロー計算書」が示されています。</p> <p>当社は上場企業ではなく、外部向け資料としての「キャッシュ・フロー計算書」は作成しておりません。</p> <p>そこで、損益計算書と 2 期分の貸借対照表を提出することでキャッシュ・フロー計算書の代替としていただけますでしょうか？</p> <p>これらの資料から、収益の状況、現預金増減額、売掛債権増減額、固定資産増減額、負債増減額等をご覧いただければ、当社のキャッシュ・フローの状況を判断いただけるものと考えます。</p>	<p>・キャッシュ・フロー計算書については、法定書類として作成していない場合は、提出は不要です。</p> <p>なお、任意で作成している場合は、提出していただいてもかまいません。</p> <p>(質問に対する回答 その 4 の 1 に同じ)</p>	8 月 25 日

2	<p>企画提案書について、「審査の公正を期すため、提案者を特定できる表示を付してはならない」とありますが、こちらプレゼン実施の段階においても、提案者を特定しないように実施する、ということでしょうか？（A社の発表、というような形式ですか？）</p> <p>また企画提案書には、別途提出するお見積り金額は記載しなくて良い、という認識で合っておりますでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書については、プレゼンテーション時の実施段階においても、提案者を特定しないよう、作成をお願いします。</li> <li>・企画提案書には、見積金額の記載は不要です。</li> </ul>	8月25日
3	<p>本業務に関する病院側の体制はどの程度を想定しておりますでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改革業務担当者の一定割合の工数参画は想定しても良いのでしょうか？（例えば病院内各部署・担当者へのヒアリング目的での打ち合わせ日程調整など）</li> <li>・本業務において定期報告・討議を行うことを想定しておりますが、担当となる責任者の方はいらっしゃるという認識で宜しいでしょうか？（例えば月次定期報告を想定）</li> <li>・改革業務において、貴院担当者との協働アクションを想定しても良いのでしょうか？（約束はしにくいと思いますが、例えば貴院ご</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施にあたりましては、病院職員やプロジェクトチーム等との協働作業や担当責任者は予定しておりますが、具体的な実施内容や役割分担等については、企画提案の内容を踏まえ、当院と最優秀提案者との間で協議して参りたいと考えております。</li> </ul>	8月25日

	<p>担当者との周辺医療機関周りなど、を想定しております)</p> <p>・既に活動を開始しているPT（プロジェクトチーム、中期経営計画等に記載）との関係性はどのように理解すれば宜しいでしょうか？ （協働体制、という認識で良いでしょうか？）</p>		
4	<p>改革業務に関連する病院内データの収集についてはご協力いただける、という認識で宜しいでしょうか？ （データ管理ご担当者の工数を確保頂ける認識で宜しいでしょうか？）</p>	<p>・業務の実施内容や役割分担等についての協議を踏まえ、必要なデータの収集、提供等を行うことを想定しております。</p>	8月25日
5	<p>病院内にて作業を実施する場合の作業場所は確保頂けるのでしょうか？</p>	<p>作業内容が不明確ではありますが、業務遂行に必要な作業場所については、確保するよう努めます。</p>	8月25日

6	<p>「様式3：同種の実施業務に関する実績表」の記入において秘密保持契約の観点から、発注者を記載できない場合があるが、その際には伏せて表示することで良いでしょうか？（例えばXX県A病院等）</p>	<p>・(様式3)「同種の実施業務に関する実績表」については、病院名を伏せることは可能ですが、提案内容を裏付ける具体的な記載がなければ、実績としての評価はできかねます。 （質問に対する回答 その3に同じ）</p>	8月25日
7	<p>8月24日に追加された提出資料のうち、「キャッシュフロー計算書」についてですが、当社では作成していません。この場合、どのように対応すればよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>・キャッシュ・フロー計算書については、法定書類として作成していない場合は、提出は不要です。 なお、任意で作成している場合は、提出していただいてもかまいません。 （質問に対する回答 その4の1に同じ）</p>	8月25日